

第28条 法第38条の4第1項に規定する条例で定める地域は、別表第1に掲げる地域とする。

別表第1中「(第4条、第5条、第6条関係)」を「(第5条、第6条、第7条、第22条、第28条関係)」に改める。

別表第2中「(第10条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第20条関係)」を

「(第11条、第14条、第15条、第17条、第18条、第20条、第21条関係)」に改める。

別表第3中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

(年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例の一部改正)

第3条 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例(平成11年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「同項第8号」を「同項第5号」に改める。

第14条第1項第3号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

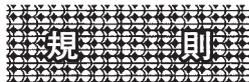
(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

(施行日前に受けようとする許可に係る手数料)

2 この条例の施行の日前に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)附則第2条第1項の規定により第1条の規定による改正後の長野県警察関係許可等手数料徴収条例第2条第1項第18号に掲げる許可を受けようとする者は、同号に定める手数料を納めなければならない。

生活安全企画課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第53号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第85条の5第1号及び第2号中「の減免」を「の減免 次の事項」に改め、同号のア中「前号ア」を「前号のア」に改め、同号のウを削り、同号のイを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 減免を受けようとする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

第85条の5第2号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、同オの前に次のように加える。

エ 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

第85条の5第3号中「減免」を「減免 次の事項」に改め、同号のア中「前号ア及びイ」を「前号のア及びウ」に改め、同条第4号中「第68条第1項第4号の減免」を「第68条第1項第4号の減免 次の事項」に改め、同号のア中「第1号ア」を「第1号のア」に改め、同条第5号中「減免」を「減免 次の事項」に改め、同号のア中「前号ア」を「前号のア」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 条例第68条第1項第6号の減免 次の事項

様式第51号の自動車取得税及び自動車税用中

「 (法人名) ㊦ 」を

「 (法人名) ㊦ に改め、
個人番号 [] 」

同自動車取得税及び自動車税用に注として次のように加える。

(注) 個人番号欄は、自動車税について長野県県税条例第68条第1項第2号の減免を申請する場合に記入すること。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

税 務 課

事務処理規則及び長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第54号

事務処理規則及び長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
(事務処理規則の一部改正)

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(18)のア中「第12条第1項」を「第16条第1項」に改め、同イ中「第12条第2項」を「第16条第2項」に改め、同ウ中「第13条」を「第17条」に改め、同エ中「第14条」を「第18条」に改め、同オ中「第17条第2項」を「第21条第2項」に改め、同カ中「第17条第3項」を「第21条第3項」に改め、同キ中「第19条第1項」を「第23条第1項」に、「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同ク中「第19条第2項」を「第23条第2項」に改め、同ケ中「第20条第1項」を「第24条第1項」に改め、同6の(24)のア中「第12条第1項」を「第16条第1項」に改め、同イ中「第12条第2項」を「第16条第2項」に改め、同ウ中「第13条」を「第17条」に改め、同エ中「第14条」を「第18条」に改め、同オ中「第17条第2項」を「第21条第2項」に改め、同カ中「第17条第3項」を「第21条第3項」に改め、同キ中「第19条第1項」を「第23条第1項」に、「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同ク中「第19条第2項」を「第23条第2項」に改め、同ケ中「第20条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第2条 事務処理規則の一部を次のように改正する。

附則第6項中「エまで」を「オまで」に改める。

別表第2の5の(18)中「エまで」を「オまで」に改め、同(18)のケを同コとし、同ウからクまでを同エからケまでとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ 第16条第3項の規定による届出の受理

別表第2の6の(24)のケを同コとし、同ウからクまでを同エからケまでとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ 第16条第3項の規定による届出の受理

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第3条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第4条中「第12条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第5条中「第12条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第6条中「第12条第2項」を「第16条第2項」に、「第10条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第7条中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第8条中「第20条第2項」を「第24条第2項」に改める。

第9条中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改める。

別表第1の1の(2) 社会福祉施設の項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条に規定する知的障害者援護施設
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条第1項又は第2項に規定する精神障害者社会復帰施設

を

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護を行う施設、同条第8項に規定する短期入所を行う施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第12項に規定する自立訓練を行う施設、同条第13項に規定する就労移行支援を行う施設、同条第14項に規定する就労継続支援を行う施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第26項に規定する福祉ホーム

に、「第7条第22項」を「第8

条第27項」に改め、同1の(4) 教育施設の項中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同1の(9) 店舗の項中「第6条第2項」を「第2条第4号」に、「第一種電気通信事業」を「電気通信事業」に改める。

様式第1号中「第12条第1項」を「第16条第1項」に改める。

様式第2号中「第12条第2項」を「第16条第2項」に改める。

様式第3号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

様式第4号中「第20条第2項」を「第24条第2項」に改める。

第4条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「第16条第1項」を「第15条に規定する特定施設の新築等をしようとする者は、条例第16条第1項の規定により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項」に、「届出は」を「確認の申請(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第17号に規定する特別特定建築物のうち床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計2,000平方メートル(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)第5条第1号、第2号及び第8号から第10号までに掲げる特別特定建築物(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設を除く。))にあっては1,000平方メートル、政令第5条第18号に規定する

公衆便所においては50平方メートル)以上の建築物に係るものに限る。)をした場合(知事が別に定める場合を除く。)を除き」に、「しなければ」を「、知事に届け出なければ」に改める。

第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第11条 条例第28条第1項の規則で定める事項は、別表第3のとおりとする。

2 条例第28条第2項の規則で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第28条第2項に規定する増築等に係る部分
- (2) 政令第18条第1項第1号に規定する道等(以下この項において「道等」という。)から前号に掲げる部分にある同条第1項第1号に規定する利用居室(以下この項において「利用居室」という。)までの1以上の経路を構成する出入口、政令第6条第2号に規定する廊下等(以下この項及び別表第3において「廊下等」という。)、同条第3号に規定する階段(以下この項及び同表において「階段」という。)、同条第4号に規定する傾斜路(以下この項及び同表において「傾斜路」という。)、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から政令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 政令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

第9条を第10条とする。

第8条中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(工事完了の届出)

第7条 条例第16条第3項の規定による届出は、特定施設新築等工事完了届出書(様式第3号)に、写真その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

別表第1の1中「(昭和25年法律第201号)」を削り、同1の(2) 社会福祉施設の項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、「(昭和22年法律第164号)」を削り、同1の(9) 店舗の項中「第2条第1項第1号」を「第2条第1項第2号」に、「一般電気事業」を「小売電気事業」に改め、同1の(10) その他の項中「第9条」を「第10条」に改める。

別表第2の1の(3) 階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)の項中「回り段」を「回り階段」に改め、同1の(4) 昇降機の項中「床面積は、1.83平方メートル」を「幅は、140センチメートル」に、

<p>「(イ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。」</p>	を	<p>(イ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(ア) アに規定するエレベーターを設置した旨を、乗降ロビーに見やすい方法で表示すること。</p>	に、同1の(5) 便所の
--	---	--	--------------

項中「旨を、」を「旨を、当該便房の出入口の戸及び」に、「の小便器」を「の小便器又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)」に改め、同1の(10) 案内標示の項を次のように改める。

(10) 案内標示	<p>ア 案内板を設ける場合にあっては、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 文字は、表示内容が容易に読み取れる大きさとすること。</p> <p>(イ) 見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 医療施設等のうち不特定かつ多数の者が利用するものの窓口には、呼出しのための文字による情報を表示する設備を1以上設けること。</p>
-----------	--

別表第2の1に次のように加える。

(11) ホテル又は旅館の客室	<p>客室の総数が50室以上のホテル又は旅館にあっては、非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>
-----------------	--

別表第2の2の(4) 案内標示の項中「1の(10)」を「1の(10)のア」に改める。

別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3) (第11条関係)
建築物移動等円滑化基準に付加する事項

建築物特定施設	事項
(1) 階段	ア 踊場に手すりを設けること。 イ 主たる階段は、回り階段でないこと。
(2) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（勾配が12分の1以下のものを除く。（5）において同じ。）	縁端部に高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。
(3) 便所	ア 床面積の合計が2,000平方メートル以上の特別特定建築物（政令第5条第1号、第9号、第10号及び第19号に掲げるものを除く。）にあっては、便所のうち1以上は、次に掲げる設備を設けること。 （ア） ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸及び当該便房を有する便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 （イ） ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。 イ 床面積の合計が10,000平方メートル以上の特別特定建築物（政令第5条第3号から第8号まで及び第11号から第16号までに掲げるものに限る。）にあっては、ベッドその他の障害者等が円滑に衣類等の交換ができる設備を設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 ウ 洗面器を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式その他操作が容易な洗面器を1以上設けること。
(4) ホテル又は旅館の客室	客室の総数が50室以上のホテル又は旅館にあっては、非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。
(5) 敷地内の通路	傾斜路の縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。
(6) 移動等円滑化経路	ア 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設けること。 イ 当該移動等円滑化経路を構成する通路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。 ウ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターその他の昇降機（政令第18条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）は、次に定める構造とすること。 （ア） かご内の側板には手すりを設けること。 （イ） かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

様式第1号の建築物用の別紙の3中「回り段」を「回り階段」に改め、同別紙の4中

床面積		m ²	を
-----	--	----------------	---

幅		cm	に改め、同別紙の5中「表示」
---	--	----	----------------

を「表示（便房の出入口の戸及び便所の出入口）」に、「小便器」を「小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）」に改め、同別紙の10中

案内板	見やすい位置への設置	有・無	を
-----	------------	-----	---

案内板	見やすい位置への設置	有・無	に改め、同別紙に次のように加
文字による情報表示設備		有・無	

える。

11 ホテル又は旅館の客室

点灯及び音声による非常放送装置を備えた客室	有・無
-----------------------	-----

様式第4号中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、「特定施設の所在地」を「特定施設の所在地※」に、

「の名称」を「の名称※」に、

工事完了年月	年 月	特定施設新築等届出書の 受理番号	第 号
設計者等	住 所	(電話番号)	
	氏名・電話番号		

を

工事完了年月日※	年 月 日	特定施設新築等届出書の 受理番号※	第 号
設計者等※	住 所	(電話番号)	
	氏名・電話番号		

に改め、同表の備考に次のように加える。

3 特定施設新築等工事完了届書と同時に提出する場合は、※欄の記載を省略することができます。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号の次に次の様式を加える。

(様式第3号) (第7条関係)

特定施設新築等工事完了届書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

電話番号

氏 名

Ⓜ

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

長野県福祉のまちづくり条例第16条第3項の規定により、次のとおり特定施設の工事が完了したので届け出ます。

特定施設の所在地			
特定施設の名称			
工 事 種 別	建築物	新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替え	
	公園・路外駐 車場	新設 その他 ()	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	特定施設新築等 届出書の受理番号	第 号
設計者等	住 所	(電話番号)	
	氏名・電話番号		

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 特定施設整備基準への適合状況を確認できる写真を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条中長野県福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の1の(2) 社会福祉施設の項の改正規定(「(昭和22年法律第164号)」を削る部分を除く。)及び同1の(9) 店舗の項の改正規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定及び第4条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 平成28年12月1日

地域福祉課

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第55号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「説明会」を「準備書説明会」に、「第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第46条―第53条）」を

「第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 評価書の公告及び縦覧後の対象事業の内容の変更等（第46条―第50条）

第2節 配慮の要請を行う許認可等（第51条）

第3節 事後調査計画書（第51条の2―第51条の4）に、

第4節 対象事業着手報告書等（第51条の5・第51条の6）

第5節 事後調査報告書（第51条の7―第51条の11）

第6節 施工状況等報告書（第52条・第53条）」

「環境影響評価法との関係（第55条・）」を「法対象事業に係る手続（第54条の2―）」に改める。

第5条第1項中「第5条第3項（同条第4項）」を「第5条第4項（同条第5項）」に改める。

第7条中「対象事業に係る条例第7条の」を「条例第7条の対象事業に係る」に、「地域は」を「地域（以下「環境影響想定地域」という。）は」に改める。

第8条中「に方法書」の次に「及び要約書」を加える。

第9条中「に登載して」を「への登載又はインターネットの利用により」に改める。

第10条第4号中「条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」を「環境影響想定地域」に改め、同条第5号中「方法書」の次に「及び要約書」を加える。

第11条中「方法書」の次に「及び要約書」を加え、同条の次に次の4条を加える。

（方法書説明会の開催）

第11条の2 条例第8条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、環境影響想定地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

2 前項の規定により開催日時及び場所を定めたときは、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (4) 方法書説明会の開催を周知する方法

（方法書説明会の開催の周知）

第11条の3 条例第8条の2第2項の規定による周知は、方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 環境影響想定地域内の住民に印刷物を配布し、又は回覧すること。
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の広報紙に掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書説明会の開催を周知させるための適切な方法

2 条例第8条の2第2項の規定による周知は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 環境影響想定地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

（方法書説明会に係る責めに帰することができない事由）

第11条の4 条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（方法書の記載事項の周知）

第11条の5 条例第8条の2第4項の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 方法書の概要を周知すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第11条の3第1項第1号及び第2号の規定は、前項第1号及び第2号の規定による周知について準用する。

第16条中「これを要約した書類」を「要約書」に改める。

第18条第5号中「準備書」の次に「及び要約書」を加える。

第3章第2節の節名を次のように改める。

第2節 準備書説明会

第20条から第22条までを次のように改める。

(準備書説明会の開催)

第20条 第11条の2の規定は、条例第17条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第11条の2第1項中「環境影響想定地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の周知)

第21条 第11条の3の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第2項の規定による周知について準用する。この場合において、第11条の3第1項及び第2項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第1項第1号及び第2項第4号中「環境影響想定地域」とあるのは「関係地域」と、同条第1項第3号中「前2号」とあるのは「第21条において準用する前2号」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る責めに帰することができない事由)

第22条 第11条の4の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものについて準用する。この場合において、第11条の4各号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第23条第1項中「第17条第4項」を「第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項」に改め、同条第2項中「第21条第1項第1号」を「第21条において準用する第11条の3第1項第1号」に改める。

第37条中「これを要約した書類」を「要約書」に改める。

第39条第5号中「評価書」の次に「及び要約書」を加える。

第42条第2項第2号及び第3号中「第5条第3項第2号」を「第5条第4項第2号」に改める。

第6章中第46条の前に次の節名を付する。

第1節 評価書の公告及び縦覧後の対象事業の内容の変更等

第50条の次に次の節名を付する。

第2節 配慮の要請を行う許認可等

第51条の見出しを削り、同条の次に次の3節及び節名を加える。

第3節 事後調査計画書

(事後調査計画書の作成)

第51条の2 対象事業に係る条例第30条の2第1項の事後調査の項目及び手法の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。

(事後調査計画書送付書)

第51条の3 条例第30条の2第2項の規定による送付をしようとする者は、事後調査計画書送付書(様式第2号)に事後調査計画書を添えて提出しなければならない。

(事後調査計画書についての知事の意見の提出期間)

第51条の4 条例第30条の3第1項の規則で定める期間は、30日とする。

第4節 対象事業着手報告書等

(条例第31条第1項の規則で定める者)

第51条の5 条例第31条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 対象事業に着手してから対象事業を実施しないこととした者(対象事業の実施を他の者に引き継いだ者を除く。)

(2) 対象事業の実施を完了した者(次号に掲げる者を除く。)

(3) 対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ者(対象事業の着手等の報告)

第51条の6 条例第31条第1項に規定する報告書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める報告書によるものとする。

(1) 条例第31条第1項第1号に該当する場合 対象事業着手報告書(様式第6号)

(2) 条例第31条第1項第2号に該当する場合 対象事業変更報告書(様式第7号)

(3) 条例第31条第1項第3号又は第4号に該当する場合 対象事業廃止等報告書(様式第4号)

(4) 条例第31条第1項第5号に該当する場合 対象事業完了報告書(様式第8号)

2 条例第31条第1項第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第26条第2項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の場合において、条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要する場合

(2) 条例第26条第4項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合

- (3) 条例第27条第2項の規定の適用を受ける場合
 (4) 対象事業廃止等報告書又は事後調査報告書により変更しようとする事項を報告する場合
 (5) 変更しようとする事項が軽微なものである場合

第5節 事後調査報告書

(事後調査報告書の作成)

第51条の7 事後調査報告書は、様式第9号によるものとし、知事が別に定めるところにより、作成しなければならない。

2 対象事業に係る条例第31条の2各号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。

(事後調査報告書についての公告の方法)

第51条の8 第9条の規定は、条例第31条の4の規定による公告について準用する。

(事後調査報告書について公告する事項)

第51条の9 条例第31条の4の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第31条の5第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(事後調査報告書の縦覧)

第51条の10 第11条の規定は、条例第31条の4の規定による縦覧について準用する。この場合において、第11条中「方法書及び要約書」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第3号中「事業者」とあるのは「事業実施者等」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書についての意見書の提出)

第51条の11 第12条の規定は、条例第31条の5第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第12条第1項第2号及び第3号中「方法書」とあるのは、「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

第6節 施工状況等報告書

第52条を次のように改める。

(施工状況等報告書の作成等をする者)

第52条 第51条の5の規定は、条例第32条第1項及び第2項の規則で定める者について準用する。この場合において、第51条の5第2号中「次号」とあるのは、「第52条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第53条の見出しを「(施工状況等報告書の送付)」に改め、同条第1項中「条例第32条第1項第1号に掲げる事項（対象事業の実施を完了するまでの措置の状況に限る。）及び同項第3号に掲げる事項を記載した報告書は、施工状況等報告書（様式第6号）」を「施工状況等報告書は、様式第10号」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8章の章名を次のように改める。

第8章 法対象事業に係る手続

第8章中第54条の次に次の見出し及び1条を加える。

(法対象事業に係る事後調査計画書の作成等)

第54条の2 第51条の2から第53条まで（第52条後段を除く。）及び第63条の規定は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第51条の2	条例第30条の2第1項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の2第1項
第51条の3	条例第30条の2第2項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の2第2項
第51条の4	条例第30条の3第1項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の3第1項
第51条の5（見出しを含む。）	条例第31条第1項	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項
第51条の5第2号	次号	第54条の2において準用する次号
第51条の6第1項	条例第31条第1項に	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項に
第51条の6第1項第1号	条例第31条第1項第1号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第1号

第51条の6第1項第2号及び第2項	条例第31条第1項第2号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第2号
第51条の6第1項第3号	条例第31条第1項第3号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第3号
第51条の6第1項第4号	条例第31条第1項第5号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第5号
第51条の6第2項第1号	条例第26条第2項(条例第27条第4項)	環境影響評価法(以下この章において「法」という。)第31条第2項(法第32条第3項)
	条例の	法の
第51条の6第2項第2号	条例第26条第4項(条例第27条第4項)	法第31条第4項(法第32条第3項)
第51条の6第2項第3号	条例第27条第2項	法第32条第2項
第51条の7第2項	条例第31条の2各号	条例第40条第1項において準用する条例第31条の2各号
第51条の8から第51条の10まで	条例第31条の4	条例第40条第1項において準用する条例第31条の4
第51条の9第1号及び第51条の10	事業実施者等	法第2条第4項に規定する対象事業を実施している者及び第54条の2において準用する第51条の5各号に掲げる者
第51条の9第3号	対象事業実施区域	法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
第51条の9第4号	関係地域	法第15条に規定する関係地域
第51条の9第7号及び第51条の11	条例第31条の5第1項	条例第40条第1項において準用する条例第31条の5第1項
第52条	第51条の5	第54条の2において準用する第51条の5
	条例第32条第1項	条例第40条第1項において準用する条例第32条第1項
第63条	条例第42条第3項	条例第40条第1項において準用する条例第42条第3項

第55条第1項中「条例第40条第1項ただし書の規定により」を削り、第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第7条の2の手續に相当する手續を経た方法書 条例第8条の2の手續に相当する手續を経た方法書

第56条を削り、第8章中第55条を第56条とし、同条の前に次の1条を加える。

第55条 法第40条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手續を行う場合における条例第40条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第40条第1項の表の第30条の2第1項の項及び第14項	第38条の2第1項に規定する事業者	第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者
第40条第2項	第3条の7第1項、第10条第1項又は	第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項又は法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項若しくは
第40条第3項及び第4項	第3条の7第1項	第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項
第40条第5項	第4条第2項(同条第4項及び	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第2項(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される
第40条第6項	前項	長野県環境影響評価条例施行規則(以下「施行規則」という。)第55条第1項の規定により読み替えて適用される前項
第40条第7項及び第8項	第4条第2項	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第2項

第40条第7項	前2項	施行規則第55条第1項の規定により読み替えて適用される前2項
第40条第8項及び第9項	第5項	施行規則第55条第1項の規定により読み替えて適用される第5項
第40条第9項第1号	第4条第3項各号(同条第4項及び	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項各号(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される
第40条第9項第2号	第4条第7項	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第7項
第40条第10項及び第11項	第10条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項
第40条第12項	第19条	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第19条
第40条第13項	第20条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第1項

2 法第40条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における前条の規定の適用については、同条の表の第51条の2の項から第51条の5(見出しを含む。)の項まで、第51条の6第1項の項から第51条の6第1項第4号の項まで、第51条の7第2項の項、第51条の8から第51条の10までの項及び第51条の9第7号及び第51条の11の項から第63条の項までの規定中「条例第40条第1項」とあるのは、「第55条第1項の規定により読み替えて適用される条例第40条第1項」とする。

第57条第2項の表の第5条第1項の項中「平成10年長野県規則第26号。」を削り、同表の第5条第3項第1号及び第2号の項中「第5

条第3項第1号」を「第5条第4項第1号」に、「前項」を「第2項」に改め、同表中

第5条第4項
第5条第5項
第5条第6項
第5条第7項

を

「第5条第5項

第5条第6項

第5条第7項

第5条第8項

に改め、同条第3項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「第5条

第4項」を「第5条第5項」に改める。

第58条第2項の表の第7条の項及び第8条の項を次のように改める。

第7条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	次条及び第8条の2第4項	以下この節
	ならない	ならない。この場合において、知事は、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする
第8条	知事は、前条の	都市計画決定権者は、
	の送付を受けたときは、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、方法書及び要約書の送付を受けた	を作成したときは、その

第58条第2項の表の第9条から第11条までの項中「第9条」を「第8条の2」に改め、同表の第12条から第15条までの項中「第15条」を「第14条」に改め、同項の次に次のように加える。

第15条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	次条	以下この条及び次条

	ならない	ならない。この場合において、知事は、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする
--	------	---

第58条第2項の表の第16条の項中「要約書」を「要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、準備書及び要約書」に、「準備書を」を「準備書及び要約書を」に改め、同表の第21条第3項の項及び第22条の項を次のように改める。

第21条第3項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び施行規則第58条第1項の事業者
	次条	以下この項及び次条
	ならない	ならない。この場合において、知事は、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする
第22条	知事	都市計画決定権者
	受けたときは、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、評価書及び要約書の送付を受けた	行ったときは、評価書及び要約書を作成した

第58条第2項の表の第24条第2項の項を次のように改める。

第24条第2項	から第4項まで	及び第3項並びに施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第4項
	同条第4項第1号	施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第4項第1号

第58条第2項の表の第24条第3項の項中「第5条第3項第2号」を「第5条第4項第2号」に、「される第5条第3項第2号」を「される第5条第4項第2号」に改め、同条第3項の表の第7条の項を次のように改める。

第7条	条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

第58条第3項の表の第9条の項中「して」を削り、「官報に」を「官報への」に、「揭示場へ」を「揭示場への」に改め、同表の第10条の項中

対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域	を
条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業	

「対象事業実施区域」
都市計画対象事業実施区域」に改め、同表の第

11条第4号の項の次に次のように加える。

第11条の2第1項	条例第8条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第1項
	事業者	都市計画決定権者
第11条の2第2項	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
第11条の3第1項及び第2項	条例第8条の2第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
第11条の3第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第11条の3第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第11条の3第2項第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

第11条の4	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第11条の5第1項	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項

第58条第3項の表の第15条第4項及び第5項の項中「及び第5項」を削り、同項の次に次のように加える。

第15条第5項	対象事業	都市計画対象事業
	からウまで	及びイ並びに第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のウ

第58条第3項の表の第15条第6項の項を次のように改める。

第15条第6項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第6号のエ	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のエ
	同号のアからウまで	条例第14条第1項第6号のア及びイ並びに第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のウ

第58条第3項の表の第20条第1項の項から第21条第2項第1号の項までを削り、同表の第21条第2項第2号の項から第23条の項までを次のように改める。

第20条	条例第17条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第21条	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
	条例第8条の2第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
第22条	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項
第23条第1項	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項

第62条第1項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第63条中「様式第10号」を「様式第11号」に改める。

第64条第1項中「の意見及び」を「又は第40条第5項の意見及び」に、「区域又は」を「区域、」に、「を管轄」を「又は法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域を管轄」に改める。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第8条、第16条、第37条、第51条の3、第54条の2、第55条、第58条関係)

〔方法書送付書
準備書送付書
評価書送付書
事後調査計画書送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第7条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条)
長野県環境影響評価条例第15条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条)
長野県環境影響評価条例第21条第3項 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項)
長野県環境影響評価条例第30条の2第2項 (長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項)〕 の規定

により、下記のとおり〔方法書及びこれを要約した書類
準備書及びこれを要約した書類
評価書及びこれを要約した書類
事後調査計画書〕を送付します。

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
対象事業実施区域 (都市計画対象事業区域)	
環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲	
〔方法書〕 〔準備書〕	についての意見書の提出先
〔方法書〕 〔準備書〕 〔評価書〕 〔事後調査計画書〕	の 名 称
〔方法書〕 〔準備書〕 〔評価書〕 〔事後調査計画書〕	の 送 付 部 数

様式第4号中「(第43条、第47条、第53条、第58条関係)」を「(第43条、第47条、第51条の6、第54条の2、第55条、第58条関係)」に、「第32条第1項」を「第31条第1項 (長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)」に改める。

様式第6号を次のように改める。

(様式第6号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業着手報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

対象事業に着手したので、長野県環境影響評価条例第31条第1項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項）の規定により、下記のとおり送付します。

記

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 に 着 手 し た 年 月 日	年 月 日
対 象 事 業 の 実 施 を 完 了 す る 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第7号を削り、様式第8号中「(第53条関係)」を「(第51条の6、第54条の2、第55条関係)」に、「第32条第1項」を「第31条第1項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項）」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第9号中「(第53条関係)」を「(第51条の6、第54条の2、第55条関係)」に、「第32条第1項」を「第31条第1項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項）」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第9号) (第51条の7、第54条の2、第55条関係)

事後調査報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
関係地域の範囲	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
事後調査の状況	
環境の保全のための措置の状況	
対象事業の実施の完了後、対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ場合にあつては、当該引き継いだ者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	

(備考) 必要に応じ、事後調査の状況又は環境の保全のための措置の状況に係る図面又は写真を添付すること。

様式第10号中「(第63条関係)」を「(第54条の2、第55条、第63条関係)」に、「の規定」を「(同条例第40条第1項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同様式を様式第11号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第10号) (第53条、第54条の2、第55条関係)

施工状況等報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第32条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第32条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状況	
対象事業の実施状況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

第2条 長野県環境影響評価条例施行規則の一部を次のように改正する。

<p>「第2章 準備書の作成前の手続 目次中 第1節 第2種事業に係る判定(第4条・第5条) を 第2節 方法書の作成等(第6条—第14条) 」</p>	<p>「第2章 方法書の作成前の手続 第1節 配慮書(第3条の3—第3条の19) 第2節 第2種事業に係る判定(第4条・第5条) 第3章 方法書(第6条—第14条) 」</p>
--	--

章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に、「第8章」を「第9章」に、「第9章」を「第10章」に、「第57条」を「第56条の2」に、「第10章」を「第11章」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 方法書の作成前の手続

第2章第1節及び第2節の節名を削る。

第2章中第4条の前に次の1節及び節名を加える。

第1節 配慮書

(条例第4条の2の規則で定める事項)

第3条の3 条例第4条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1種事業等が実施されるべき区域の位置
- (2) 第1種事業等の規模
- (3) 第1種事業等に係る工作物の構造又は配置

(条例第4条の2第2号の規則で定める者)

第3条の4 条例第4条の2第2号の規則で定める者は、特別の法律により設立された法人(県、国又は他の地方公共団体が出資しているもの)に限る。第62条第2項において同じ。)とする。

(第1種事業に相当する事業)

第3条の5 第2条の規定は、条例第4条の2第3号の規則で定める事業について準用する。

(第2種事業に相当する事業)

第3条の6 第3条の規定は、条例第4条の2第4号の規則で定める事業について準用する。

(配慮書の作成)

第3条の7 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第2号に掲げる事項のうち内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 第1種事業等の種類
- (2) 第1種事業等の規模
- (3) 事業実施想定区域

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1種事業等の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第3号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行われた予備調査の結果に基づいて行うものとする。

3 第1項第3号及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、併せてその概要を縮尺5万分の1以上の平面図上に明らかにするものとする。

4 第1種事業等に係る条例第4条の3第1項第4号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。

5 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、他の地方公共団体の条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導（他の地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置の定めるところに従って、第1種事業等に係る計画の立案の段階において、当該第1種事業等が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって、1又は2以上の当該第1種事業等の実施が想定された区域における当該第1種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った場合にあっては、当該検討の経緯及び内容とする。

6 条例第4条の3第2項の規定により2以上の第1種事業等について併せて配慮書を作成した場合にあっては、その旨を配慮書に記載するものとする。

(第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第3条の8 条例第4条の4の第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(配慮書送付書)

第3条の9 条例第4条の4の規定による送付をしようとする者は、配慮書送付書（様式第1号）に配慮書及び要約書を添えて提出しなければならない。

(配慮書についての公告の方法)

第3条の10 条例第4条の5の規定による公告は、県報への登載又はインターネットの利用により行うものとする。

(配慮書について公告する事項)

第3条の11 条例第4条の5の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第1種事業等の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 条例第4条の4の第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 配慮書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第4条の6第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(配慮書の縦覧)

第3条の12 条例第4条の5の規定により配慮書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 県の庁舎その他の県の施設
- (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (3) 計画段階配慮事業者の協力が得られた場合にあっては、計画段階配慮事業者の事務所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県が利用できる適切な施設

(配慮書についての意見書の提出)

第3条の13 条例第4条の6第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
 - (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（配慮書意見書送付書）

第3条の14 条例第4条の7の規定による送付をしようとする者は、配慮書意見書送付書（様式第2号）に意見書の写しを添えて提出しなければならない。

（配慮書についての知事の意見の提出期間）

第3条の15 条例第4条の8第1項の規則で定める期間は、60日とする。

（第1種事業等廃止等通知書）

第3条の16 条例第4条の9第1項の規定による通知は、第1種事業等廃止等通知書（様式第3号）によるものとする。

（第1種事業等の廃止等の場合の公告）

第3条の17 第3条の10の規定は、条例第4条の9第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第4条の9第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第1種事業等の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の9第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の9第1項第3号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに計画段階配慮事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（計画段階配慮事業者の氏名等の変更）

第3条の18 計画段階配慮事業者は、条例第4条の5の規定による公告が行われてから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）に変更があったときは、知事にその旨を通知しなければならない。

（条例第4条の10第1項の規則で定める事項）

第3条の19 条例第4条の10第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2種事業又は環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第2種事業（以下この条において「第2種事業等」という。）が実施されるべき区域の位置
- (2) 第2種事業等の規模
- (3) 第2種事業等に係る工作物の構造又は配置

第2節 第2種事業に係る判定

第4条中「様式第1号」を「様式第4号」に改める。

第64条第1項中「は、条例」の次に「第4条の8第2項の意見、条例」を、「他の書類にあつては」の次に「事業実施想定区域、法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域、」を加える。

第10章を第11章とする。

第9章中第57条の前に次の見出し及び1条を加える。

（都市計画に定められる第1種事業等又は第2種事業等）

第56条の2 第1種事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下この章において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第1種事業又は第1種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第1種事業については、条例第4条の2から第4条の9までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び条例第6条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第3項、第58条第2項、第59条、第60条、第61条第1項、第2項及び第5項から第7項まで並びに第62条に定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町村（同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第1種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第1種事業又は第1種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項、第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項の規定は、適用しない。

2 第2種事業若しくは法第2種事業（条例第4条の2第3号の第1種事業に相当する事業及び同条第4号の第2種事業に相当する事業をいう。以下この項において同じ。）が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第2種事業若しくは法第2種事業又は第2種事業若しくは法第2種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第2種事業若しくは法第2種事業については、条例第3章第1節の規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項並びに第61条第3項及び第4項に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第2種事業若しくは法第2種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。この場合において、条例第4

条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項並びに第4条の10の規定は、適用しない。

- 3 前2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例第3章第1節（第4条の3第2項、第4条の9第1項第3号、第2項及び第3項並びに第4条の10を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第4条の2	次に掲げる者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この節において「計画段階配慮事業者」という。）は、第1種事業、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業	長野県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）第56条の2第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、次に掲げる事業
	に係る	又は第1種事業等に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第1種事業等（以下この節において「都市計画第1種事業等」という。）に係る
	当該第1種事業等	当該都市計画第1種事業等
第4条の2第1号	第1種事業を実施しようとする者	第1種事業
第4条の2第2号	第2種事業を実施しようとする者（県、国、他の地方公共団体その他規則で定める者（第4号において「県等」という。）に限る。）	第2種事業
第4条の2第3号	ものを実施しようとする者	もの
第4条の2第4号	ものを実施しようとする者（県等に限る。）	もの
第4条の3第1項	計画段階配慮事業者は	都市計画決定権者は
第4条の3第1項第1号	計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第4条の3第1項第2号	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第4条の4	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者
	第1種事業等	都市計画第1種事業等
	次条	以下この条及び次条
	ならない	ならない。この場合において、知事は、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする
第4条の5	知事は、前条の	都市計画決定権者は、
	の送付を受けたときは、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、配慮書及び要約書の送付を受けた	を作成したときは、その
第4条の6から第4条の8まで	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者
第4条の9第1項	計画段階配慮事業者	都市計画決定権者
	が行われて	を行って
	が行われる	を行う
	知事	知事及び第4条の7に規定する市町村長
	通知しなければならない	通知するとともに、その旨を公告しなければならない
第4条の9第1項第1号	第1種事業等を実施しない	都市計画第1種事業等を都市計画に定めない

- 4 第1項及び第2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合においては、第3条の3から第3条の17まで（第3条の7第6項及び第3条の17第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第3条の3及び第3条の7	第1種事業等	都市計画第1種事業等

第3条の8	条例第4条の4の第1種事業等	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等
第3条の9	条例第4条の4	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の10	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
	登載	登載（都市計画決定権者が国土交通大臣であるときは官報への登載、市町村であるときは当該市町村の掲示場への掲示）
第3条の11	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の11第1号	計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の11第2号	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第3条の11第4号	条例第4条の4の第1種事業等	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等
第3条の11第7号	条例第4条の6第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の12	条例第4条の5	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の12第3号	計画段階配慮事業者の協力が得られた場合にあつては、計画段階配慮事業者	都市計画決定権者
第3条の12第4号	県	都市計画決定権者
第3条の13第1項	条例第4条の6第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の14	条例第4条の7	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7
第3条の15	条例第4条の8第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項
第3条の16	条例第4条の9第1項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項
第3条の17	条例第4条の9第2項	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第2項
第3条の17第2項第1号	計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の17第2項第2号	第1種事業等	都市計画第1種事業等
第3条の17第2項第3号	条例第4条の9第1項各号	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項各号

第57条の見出しを削り、同条第1項中「都市計画法第4条第7項に規定する」を削り、「（以下「市街地開発事業」という。）として同法」を「として都市計画法」に改め、「同条第5項に規定する」及び「（以下「都市施設」という。）」を削り、「及び第3項」を「から第5項まで」に改め、「同法第15条第1項の県若しくは市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「」及び「」と総称する。）」を削り、同条第2項の表の第5条第1項の項中「長野県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）第57条第1項に規定する」、「（以下「都市計画決定権者」という。）」及び「（昭和43年法律第100号）」を削り、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項第1号の措置がとられた第2種事業（前項の規定により読み替えて適用される条例第5条第5項及び次条第2項の規定により読み替えて適用される条例第24条第2項において準用する条例第5条第4項第2号の措置がとられたものを除く。）について第2種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第2種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。
- 4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第2種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第2種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検

討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第58条の見出しを削り、同条第1項中「対象事業が」を「第2種事業（対象事業であるものに限る。以下この項及び第61条第3項において同じ。）が」に、「当該対象事業」を「当該第2種事業」に、「対象事業に」を「第2種事業に」に、「対象事業等」を「第2種事業等」に改め、同条第2項中「前項」を「第56条の2第1項又は前項」に改め、同項の表の第6条第1項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第6条第1項各号 列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第4条の8第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の8第1項
	第4条の6第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の6第1項
	第4条の2	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の2
	第1種事業等	都市計画第1種事業等
対象事業	施行規則第56条の2第1項の第1種事業若しくは第1種事業に係る施設又は施行規則第58条第1項の第2種事業等（第23条及び第25条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第1種事業又は第2種事業（以下「都市計画対象事業」という。）	

第58条第2項の表の第6条第1項第4号の項を次のように改める。

第6条第1項第4号	第4条の3第1項第4号	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の3第1項第4号
-----------	-------------	--

第58条第2項の表の第6条第1項第4号の項の次に次のように加える。

第6条第1項第5号	第4条の6第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の6第1項
第6条第1項第6号	第4条の8第1項	施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の8第1項
第6条第1項第8号	対象事業	都市計画対象事業

第58条第3項の表の第11条の項を次のように改める。

第11条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	」とあるのは「事業者」と、同条第4号	の協力が得られた場合にあつては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第4号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号

第58条第3項の表の第11条第3号の項及び第11条第4号の項を削り、同表の第19条の項を次のように改める。

第19条	条例第16条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
	」とあるのは「事業者」と、同条第4号	の協力が得られた場合にあつては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第4号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号

第58条第3項の表の第40条の項を次のように改める。

第40条	条例第22条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条
	」とあるのは「事業者」と、同条第4号	の協力が得られた場合にあつては、計画段階配慮事業者」とあり、及び同条第4号中「県」とあるのは「都市計画決定権者」と、同号

第61条の見出し中「事業者」の次に「等」を加え、同条第5項中「第3項」を「第5項」に、「第4章及び第5章」を「第6章及び第7章」に、「とし、」を「とし、第56条の2第1項又は」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「及び」の次に「配慮書、」を、「ついては、」の次に「第56条の2第1項又は」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「より事業者」を「より第2種事業に係る事業者」に、「対象事業等」を「第

2種事業等」に、「方法書に係る対象事業が第1種事業である場合にあっては事業者（事業者が既に条例第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第2種事業である場合にあっては事業者」を「事業者、配慮書の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が条例第4条の4の規定により配慮書を送付している場合に限る。）」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

条例第4条の5の規定による公告が行われてから条例第8条の規定による公告が行われるまでの間において、当該公告に係る第1種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第1種事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該第1種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第1種事業を実施しようとする者は、当該第1種事業に係る方法書を作成していない場合にあっては当該配慮書及び条例第4条の8第1項の書面を、方法書を既に作成している場合にあっては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第1種事業については、第56条の2第1項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び条例第4条の8第1項の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第1種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第1種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第62条第1項中「第2種事業」を「第1種事業等」に、「第57条」を「第56条の2」に改め、同条第2項中「国、県」を「県、国、他の地方公共団体」に改め、「（国又は県が出資しているものに限る。）」を削る。

第9章を第10章とする。

第54条の2中「環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条の表の第51条の6第2項第1号の項中「環境影響評価法（以下この章において「法」という。）」を「法」に改める。

第55条第1項の表の第40条第1項の表の第30条の2第1項の項及び第14項の項中「第14項」を「第15項」に改め、同表の第40条第10項及び第11項の項中「及び第11項」を「から第12項まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第40条第10項	法第2条第5項に規定する事業者	法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者
----------	-----------------	-------------------------

第55条第1項の表中 「

第40条第12項
第40条第13項

」 を 「

第40条第13項
第40条第14項

」 に改める。

第56条第1項中「知事は」の次に「、法第3条の9第1項第2号に該当し、同項（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により公表された場合」を加え、第13号を第15号とし、第6号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「第11条の手続に相当する手続を経た同条」を「第11条の手続に相当する手続を経た同条第1項」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 法第3条の4第1項の手続に相当する手続を経た配慮書 条例第4条の4の手続に相当する手続を経た配慮書
 - (2) 法第3条の6の手続に相当する手続を経た同条の書面 条例第4条の8の手続に相当する手続を経た同条第1項の書面
- 第56条第2項各号中「者又は」の次に「第56条の2第1項若しくは第2項、」を加える。

第8章を第9章とし、第7章を第8章とする。

第47条中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第48条第1項及び第3項並びに第50条第1項中「第9条」を「第3条の10」に改める。

第51条の3中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第51条の6第1項第3号中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第51条の8中「第9条」を「第3条の10」に改める。

第51条の10中「第11条」を「第3条の12」に、「方法書」を「配慮書」に、「事業者」を「計画段階配慮事業者」に改め、「事業実施者等」の次に「と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第51条の10において準用する前3号」を加える。

第51条の11中「第12条の」を「第3条の13の」に、「第12条第1項第2号」を「第3条の13第1項第2号」に、「方法書」を「配慮書」に、「事後調査報告書」を「事後調査報告書」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「第51条の11において準用する前項第3号」に改める。

第6章を第7章とする。

第42条第1項及び第3項中「第9条」を「第3条の10」に改める。

第43条第1項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第44条第1項及び第3項中「第9条」を「第3条の10」に改める。

第5章を第6章とする。

第37条中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第38条中「第9条」を「第3条の10」に改める。

第40条中「第11条」を「第3条の12」に、「方法書」を「配慮書」に、「評価書」を「評価書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第40条において準用する前3号」に改める。

第4章を第5章とする。

第15条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第6条第5項の規定は、条例第14条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

第16条中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第17条中「第9条」を「第3条の10」に改める。

第19条中「第11条」を「第3条の12」に、「方法書」を「配慮書」に、「準備書」を「準備書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第19条において準用する前3号」に改める。

第24条中「第12条の」を「第3条の13の」に、「第12条第1項第2号」を「第3条の13第1項第2号」に、「方法書」を「配慮書」に、「準備書」を「準備書」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「第24条において準用する前項第3号」に改める。

第25条中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第26条第2項中「第9条」を「第3条の10」に改める。

第3章を第4章とする。

第5条の次に次の章名を付する。

第3章 方法書

第6条第4項中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第8号」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 条例第6条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第3条の7第5項の検討の経緯及び内容

(2) 配慮書を作成した場合にあっては、条例第4条の2の規定による第1種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及び内容

(3) 配慮書を作成していない場合にあっては、その旨及びその理由

第7条の見出し中「環境影響」を「対象事業に係る環境影響」に改める。

第8条中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第9条中「条例」を「第3条の10の規定は、条例」に、「は、県報その他の方法により行うものと」を「について準用」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(方法書の縦覧)

第11条 第3条の12の規定は、条例第8条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の12中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同条第3号中「計画段階配慮事業者」とあるのは「事業者」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「第11条において準用する前3号」と読み替えるものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第12条 第3条の13の規定は、条例第9条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の13第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「第12条において準用する前項第3号」と読み替えるものとする。

第13条中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

様式第2号から様式第4号までを削り、様式第1号を様式第4号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第1号) (第3条の9、第8条、第16条、第37条、第51条の3、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

〔配慮書送付書〕
〔方法書送付書〕
〔準備書送付書〕
〔評価書送付書〕
〔事後調査計画書送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第4条の4 (長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の4)
長野県環境影響評価条例第7条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条)
長野県環境影響評価条例第15条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条)
長野県環境影響評価条例第21条第3項 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項)
長野県環境影響評価条例第30条の2第2項 (長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項)〕の規定

により、下記のとおり
〔配慮書及びこれを要約した書類〕
〔方法書及びこれを要約した書類〕
〔準備書及びこれを要約した書類〕
〔評価書及びこれを要約した書類〕
〔事後調査計画書〕を送付します。

記

第1種事業等の名称 〔都市計画第1種事業等の名称〕 〔対象事業の名称〕 〔都市計画対象事業の名称〕	
第1種事業等の種類 〔都市計画第1種事業等の種類〕 〔対象事業の種類〕 〔都市計画対象事業の種類〕	
第1種事業等の規模 〔都市計画第1種事業等の規模〕 〔対象事業の規模〕 〔都市計画対象事業の規模〕	
事業実施想定区域 〔対象事業実施区域〕 〔都市計画対象事業区域〕	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲	
〔配慮書〕 〔方法書〕 〔準備書〕 についての意見書の提出先	
〔配慮書〕 〔方法書〕 〔準備書〕 〔評価書〕 〔事後調査計画書〕 の名称	
〔配慮書〕 〔方法書〕 〔準備書〕 〔評価書〕 〔事後調査計画書〕 の送付部数	

(備考) 「環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」とは、条例第4条の4の第1種事業等(施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等)に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲をいう。

(様式第2号) (第3条の14、第13条、第25条、第56条の2、第58条関係)

〔配慮書意見書送付書
方法書意見書送付書
準備書意見書等送付書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第4条の7 (長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2
第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の7)
長野県環境影響評価条例第10条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の
規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第10条)
長野県環境影響評価条例第19条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の
規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第19条)〕の規定に

より、下記のとおり〔意見書の写し
意見書の写し及び当該意見についての見解を記載した書類〕を送付します。

記

第1種事業等の名称 〔都市計画第1種事業等の名称 対象事業の名称 都市計画対象事業の名称〕	
〔配慮書 方法書 準備書〕の名称	
意見書の提出件数及び提出者数	件 人

(様式第3号) (第3条の16、第43条、第47条、第51条の6、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

〔第1種事業等廃止等通知書〕
〔対象事業廃止等通知書〕
〔対象事業廃止等報告書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名 ⑩
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第4条の9第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の9第1項)
長野県環境影響評価条例第25条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第25条第1項)の規定
長野県環境影響評価条例第26条第4項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第26条第4項)
長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)〕

により、下記のとおり〔通知報告〕します。

記

〔第1種事業等の名称〕 〔都市計画第1種事業等の名称〕 〔対象事業の名称〕 〔都市計画対象事業の名称〕	
〔第1種事業等の種類〕 〔都市計画第1種事業等の種類〕 〔対象事業の種類〕 〔都市計画対象事業の種類〕	
〔第1種事業等の規模〕 〔都市計画第1種事業等の規模〕 〔対象事業の規模〕 〔都市計画対象事業の規模〕	
〔通知事項〕 〔報告事項〕	
〔第1種事業等〕 〔対象事業〕の実施を他の者に引き継いだ場合にあつては、当該引継ぎにより新たに事業者等となった者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
〔通知事項〕 〔報告事項〕欄に該当することとなつた年月日	年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月13日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6項から第10項までの規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条並びに附則第5項及び第11項の規定 平成28年10月1日

(経過措置)

2 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第41号。以下「改正条例」という。)第1条の規定による改正後の長野県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第8条の2(新条例第17条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、改正条例の施行の日(次項及び附則第4項において「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

- 3 新条例第30条の2から第30条の4まで並びに第40条第1項及び第14項の規定は、施行日前に評価書を公告した事業については、適用しない。
- 4 施行日前に、新条例の規定に準じて環境影響評価その他の手続が行われた対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 5 改正条例第2条の規定による改正後の長野県環境影響評価条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第3章第1節の規定は、平成28年10月1日前に方法書を公告した事業については、適用しない。
- 6 改正条例第2条の規定の施行後に計画段階配慮事業者又は第2条による改正後の条例第4条の10第1項に規定する者となるべき者（次項及び附則第9項において「計画段階配慮事業者等」という。）は、改正条例第2条の規定の施行前において、第2条による改正後の条例第4条の2から第4条の9までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
- 7 計画段階配慮事業者等は、前項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に届け出るものとする。
- (1) 改正条例第2条の規定の施行後に計画段階配慮事業者等となるべき者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 前項の規定により行われる計画段階配慮事項についての検討その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模
 - (3) 前項の規定により行われる計画段階配慮事項についての検討その他の手続に係る事業が実施されるべき区域
 - (4) 改正条例第2条の規定の施行後に第2条による改正後の条例第4条の4の第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域の範囲
 - (5) 前項の規定により、第2条による改正後の条例第4条の2から第4条の9までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨
- 8 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を県報への登載又はインターネットの利用により公告するものとする。
- 9 前項の規定による公告が行われた場合において、計画段階配慮事業者等が第2条による改正後の条例第4条の2から第4条の9までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行ったときは、知事及び改正条例第2条の規定の施行後に第2条による改正後の条例第4条の4に規定する市町村長となるべき者は、これらの規定の例による手続を行うものとする。
- 10 附則第6項の規定による手続が行われた第1種事業等については、当該手続は、第2条による改正後の条例の相当する規定により平成28年10月1日に行われたものとみなす。
- 11 改正条例第2条の規定の施行の際、第1種事業等について、他の地方公共団体の条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導（他の地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置の定めるところに従って、第1種事業等に係る計画の立案の段階において、当該第1種事業等が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって、1又は2以上の当該第1種事業等の実施が想定された区域における当該第1種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類があるときは、当該書類は、配慮書とみなす。

環境政策課

長野県登山安全条例第2条第1号のケの業務を定める規則をここに公布します。

平成27年12月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第56号

長野県登山安全条例第2条第1号のケの業務を定める規則

長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号）第2条第1号のケの規則で定める業務は、次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体等の業務とする。

- (1) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する電気工作物

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課